

令和3年度第1回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和3年4月9日

場所 東北町役場 分庁舎

2階 第一会議室

令和3年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場 分庁舎 2階 第一会議室

2. 開会日時 令和3年4月9日(金) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和3年4月9日(金) 午後2時38分

4. 出席農業委員(11名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
5番	木村豊三郎	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	8番	蛭名修二
9番	甲地俊隆	12番	蛭名勲
13番	米内山隆博	14番	沼尾幸一
15番	久保田正一		

5. 欠席農業委員(4名)

3番	大坂實	4番	岡山敬一
10番	蛭沢清子	11番	沼尾京子

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	旭	笹倉隆悦
表町	山田昭二	千曳	藤井久

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

徳万才 佐々木祐輔

8. 会議に付した案件

- 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
報告第3号 農地等の現況に関する照会について
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第5号 使用貸借合意解約書の受理について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第3号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

6番 小野寺 正 八 7番 甲 地 武 彦

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河 島 徳 悦 事務局主査 荒 木 浩 美

11. 書 記

事務局副参事 竹 内 恒 幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局長 ただいまから、4月2日に招集通知しました、第1回東北町農業委員会総会を開催致します。
本総会の出席委員は、11名で、定足数に達しておりますので総会は成立致しました。
尚、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。
本日、3番 大坂 實 委員、4番 岡山 敬一 委員、10番 蛭沢 清子 委員、11番 沼尾 京子 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告致します。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長 それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理する事になっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告6件、議案3件であります。
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名する事に、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名する事に決

議長 定しました。

議事録署名者には、6番 小野寺 正八 委員、7番 甲地 武彦 委員を指名致します。
尚、書記には、竹内副参事を任命致します。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しました。

議長 日程第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について
議題とします。
事務局より報告を願います。

事務局長 1ページをお開き下さい。
報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について、別紙1ページのとおりに報告します。

資料に基づき(報告第1号)省略

議長 日程第4 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 2ページをお開き下さい。
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので現地調査等の結果に基づき別紙のとおりに回答したので、報告するものです。
尚、現地確認は、4月2日、農業委員2名 竹内 勝子 委員及び 蛭名 修二 委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い現況が農地であるか否かを確認しています。

3ページをお開き下さい。

- 事務局長 受付番号1番から3番、3件について説明致します。
(3件を朗読説明省略)
以上、3件です。
- 議 長 ただいま、事務局より報告第2号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
- (質疑なし) の声あり
- 議 長 質疑なしと認め、報告第2号は原案のとおり報告済と致します。
- 議 長 日程第5 報告第3号 農地等の現況に関する照会について、議題とします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局長 4ページをお開き下さい。
報告第3号 農地等の現況に関する照会について、青森地方裁判所から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。
- 5ページをお開き下さい。
受付番号1番1件について説明致します。
(1件を朗読説明省略)
以上、1件です。
- 議 長 ただいま、事務局より報告第3号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
- (質疑なし) の声あり
- 議 長 質疑なしと認め、報告第3号は原案のとおり報告済と致します。
- 議 長 日程第6 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 6ページをお開き下さい。
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受

- 事務局長 理について、この事について、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。
- 7・8ページをお願いします。
(受付番号1番から5番、5件を朗読説明省略)
以上、5件です。
- 議長 ただいま、事務局より報告第4号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。
- 小野寺正八委員 1番の方が相続された農地2筆について、自己管理中となっておりますが、もう少し詳しく説明願います。
- 事務局長 はい、1番の方が相続された農地2筆の自己管理中について、今までのケースでは、除草や耕起作業により自己管理されている状況ですが、今後の事については、未だはっきりしていないという事です。相談があった場合には、農地中間管理機構を推奨したいと思います。今後、自己管理中については、電話等で今後の対応を確認したいと思います。
- 小野寺正八委員 はい、わかりました。
- 議長 その他、ご質疑等ありませんか。
質疑なしと認め、報告第4号は、原案のとおり報告済と致します。
- 議長 日程第7 報告第5号 使用貸借合意解約書の受理について、議題とします。
事務局より、朗読及び説明を願います。
- 事務局長 9ページをお開き下さい。
報告第5号 使用貸借合意解約書の受理について、この事について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告するものです。
- 10ページをお開き下さい。
(受付番号1番から3番、3件を朗読説明省略)
以上、3件です。

議長 ただいま、事務局より報告第5号の朗読及び説明がありました
が、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第5号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第8 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通
知書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 11ページをお開き下さい。
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のと
おり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するも
のです。

12から14ページをお開き下さい。
(受付番号1番から6番、6件を朗読説明省略)
以上6件であります。

議長 ただいま、事務局より報告第6号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

木村豊三郎 6番の合意解約後については、農地法第3条により売買するとあ
りますが、後の1番から5番については、合意解約後にどうする
のですか。

事務局長 はい、6番の合意解約後については、農地法第3条により売買と
なっています。後の1番から5番の合意解約後については、はっ
きりしていませんが、自らの耕作または自己管理や新規の貸借を
するものと思われま。今後、賃貸人から相談があった場合には
農地中間管理機構を推奨したいと思います。

木村豊三郎 はい、わかりました。
委員

議長 その他、ご質疑等ありませんか。

議長 質疑なしと認め、報告第6号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第9 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 15ページをお開き下さい。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり(1)所有権移転4件、(2)使用貸借権2件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

16・17ページをお開き下さい。
所有権移転(4件)、使用貸借権(2件)について説明致します。
(受付番号1番から4番まで、4件を朗読説明省略)
以上、所有権移転4件であります。

続いて、使用貸借権2件の説明を致します。
18ページをお開き下さい。
(受付番号1番から2番、2件を朗読説明省略)
以上、使用貸借権2件であります。

議長 ただ今、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

甲地俊隆委員 2番の農地について、クレソンを栽培する前に木を伐採する旨の説明がありましたが、その農地は耕作放棄地という事ですか。

事務局長 はい、2番の農地はかなり原野化していて、木が生えている状況です。

甲地俊隆委員 はい、わかりました。

議長 その他、ご異議等ありませんか。
異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可する事に決定しました。

議長 日程第10 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 19ページをお開き下さい。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付する為の意見を求めるもので(1)所有権移転1件、(2)賃借権設定1件について現地調査が行われております。

20ページをお開き下さい。
尚、所有権移転申請箇所的位置等は21ページのとおりです。
(受付番号1番、所有権移転1件を朗読説明省略)

続いて、賃借権設定1件の説明を致します。22ページをお開き下さい。
尚、賃借権設定の申請箇所的位置等は23ページのとおりです。
(受付番号1番、賃借権設定1件を朗読説明省略)
以上、1件であります。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、竹内勝子委員より現地調査の報告をお願いします。

竹内勝子委員 議案第2号の現地調査の報告を致します。
20ページ、4月2日に8番 蛭名 修二 委員及び事務局と現地に行き、代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。尚、譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係であります。申請地は東北町本庁舎より東へ約0.2kmの距離にあり、一団住宅地で形成された地区であり、都市計画用途地域の第1種住居地域に指定された地区です。転用の目的は普通住宅の建築です。現況においては境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないと見て、許可相当と判断してまいりました。
22ページ、申請者(借主)立ち会いのもと、現地調査を行いました。尚、借主は貸主の孫であり、代理人を兼ねております。申請地は、青い森鉄道上北町駅より北東へ約1.8kmの距離にあり、栄沼集落の北側に存する10ヘクタール以上の一団の水田地

竹内勝子
委員 帯の中に位置し、転用の目的は籾乾燥調整施設の建築です。申請地は、農業振興地域整備計画における農用区域に指定されておりましたが、既に農業施設建設用地として計画変更がなされております。現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないと見て、許可相当と判断してまいりました。以上、報告致します。

議 長 ご苦労様でした。
ただいま、竹内勝子委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議 長 異議なしと認め、議案第 2 号は、原案のとおり許可する事に決定し、許可相当として、県知事に意見を送付致します。

議 長 日程第 1 1 議案第 3 号
東北町農用地利用集積計画の決定について、議題とします。
事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 2 4 ページをお開き下さい。
議案第 3 号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

2 5 ページをお開き下さい。
町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

2 6 ページをお開き下さい。
最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書
賃貸借、受付番号 1、2 番 2 件について説明致します。
(受付番号 1、2 番、2 件を朗読説明省略)

2 7 から 3 0 ページをお開き下さい。
次に、使用賃貸借、受付番号 1 番から 1 1 番 1 1 件について説明
致します。
(受付番号 1 から 1 1 番、1 1 件を朗読説明省略)

議長 　　ただいま、事務局より説明が終わりました。
本案について、ご異議ありませんか。

木村豊三郎 委員 農用地利用集積計画申請書、使用貸借の1番から11番まで、これらの申請については、貸人と借人、どちらが手続きをしているのか。

事務局長 　　はい、質問のあった件については、町農林水産課に担当者がおりまして、貸人と借人が2人一緒に来て、書類を記入、印鑑押印の上、手続きをしています。それらの書類をあおもり農業支援センターへ提出後に町農林水産課から農用地利用集積計画を定める為の通知があり、農票委員会総会に諮り、承認を決定してから報告する事になります。

木村豊三郎 委員 　　はい、わかりました。

蛭名勲委員 使用貸借の11番の農地について、貸人の現在の経営面積内の貸付農地が6,902㎡となっていて今回の貸付面積が4,786㎡という事で、面積の相違について説明願います。

事務局長 　　はい、使用貸借の11番については貸付面積の一部4,876㎡が再設定という表示がされています。要するに貸借の更新がされるという事になります。

蛭名勲委員 　　はい、わかりました。

議長 　　その他、ご異議等ありませんか
異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了致しました。
第1回東北町農業委員会総会を閉会致します。

———— 閉会 午後2時38分 ————